

## 令和5年度 滋賀県浄化槽管理士研修実施要領

この研修は、「滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき、浄化槽保守点検業者がその営業所ごとに置く浄化槽管理士に、登録の有効期間内に1回以上、受講させなければならない知事及び大津市長が指定する研修となり、滋賀県及び大津市から研修実施事業者としての認定を受けた公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が実施するものです。

### 1. 研修内容

時刻	時間	科目等	講師
10:30	5分	開講式・オリエンテーション	
10:35	60分	1県内における浄化槽に関する情報 (1)琵琶湖の環境保全について (2)滋賀県における浄化槽情報	滋賀県琵琶湖環境部
11:35	85分	昼食	
13:00	50分	2浄化槽行政の動向 (1)浄化槽を取り巻く環境の変化 (2)法改正の内容 (3)助成制度	公益財団法人日本環境整備教育センター
13:50	10分	休憩	
14:00	150分	3浄化槽の構造および機能 (1)新しい浄化槽の構造および機能 (2)既存の型式の仕様変更	
	内10分	休憩	
		4浄化槽の保守点検と清掃 (1)新しい浄化槽の保守点検と清掃 (2)休止時の留意事項 (3)転換浄化槽における初回の保守点検時の留意事項 (4)改善事例 (5)保守点検・清掃の記録票の活用	
		16:30	15分

○上記1～4の科目の受講で全国統一的に講習すべき事項（全国版研修）と、各地域の実情に応じて講習すべき事項（以下「地域版研修」という。）の受講となります。

○上記1の科目の受講で地域版研修の受講となります。

### 2. 受講対象者

滋賀県内の営業所ごとに置くすべての浄化槽管理士

経過措置（別記のとおり）がありますのでご確認いただき計画的な受講（3年間のうちに受講）をお願いします。なお、令和3年4月1日の条例施行後最初に到来する更新登録時には、浄化槽管理士研修の受講義務は生じていません。

### 3. 日程及び開催会場

日程	定員	会場	駐車場
令和5年11月27日(月) 10:30～16:45 10:00から受付開始	120名(内、 地域版研修 のみ 10名)	草津市立市民総合交流センター (キラリエ草津)6階 大会議室 草津市大路二丁目1番35 TEL 077-561-7700	有料駐車場 あり

○座席は全席指定とします。

○駐車場は施設利用者の場合、最初の4時間までは無料、以降30分ごとに100円加算

### 4. 受講手続き

申込み方法：一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）のホームページの申し込みサイトでパソコン、スマートフォンから申込みしてください。

次のいずれかの方法で全浄連のホームページを開いてください。

(1) URL を入力

<http://www.zenjohren.or.jp>

(2) キーワード「全浄連」で検索

ホーム画面の「浄化槽管理士研修会」をクリックしてください。

(3)

【浄化槽研修会一覧掲載アドレスQRコード】



※紙面等による申し込みはなくすべてインターネットによる申込みとなります。

申込み期間：令和5年8月1日（火）～令和5年10月31日（火）

受講決定方法：先着順（申し込み締め切り前でも定員に達した時点で受付を終了いたします。）

### 5. 受講料及び支払方法

受講料：10,000 円、地域版研修のみの金額：5,500 円（ともにテキスト代、消費税を含む）

支払方法：一般社団法人全国浄化槽団体連合会の口座へ振り込み（全浄連から送られるメールに記載された指定の口座に振り込んでください。）振込手数料は申込者負担。

## 6. キャンセル料について

申し込み後にキャンセルされる場合は、以下のキャンセル料がかかります。

- ・開催日の 14 日～1 日前 受講料の 30%
- ・当日 受講料の 100%
- ・当日 **(公欠の場合)** 受講料の 30%

## 7. 当日の持ち物

- ・受講票 (全浄連からメールにより送付された受講票を印刷して持参して下さい。)
- ・運転免許証等顔写真付きの身分証明書
- ・筆記用具

## 8. その他

- ・受付時間は 10 : 00～10 : 30 です。
- ・会場の草津市立市民総合交流センター (キラリエ草津) 内では、弁当を含め昼食を取っていただけませんので近くの飲食店等でご対応をお願いします。
- ・受付で本人確認をいたしますので、運転免許証等顔写真付きの身分証明書を提示して下さい。  
※研修開始から 30 分を超える遅刻者は受講をお断りすることがあります。
- ・いかなる理由があっても全科目を受講しなければ、修了証書は発行できません。
- ・地域版研修のみの受講を申し込まれた方は、研修内容の「1 県内における浄化槽に関する情報」のみを受講していただくことになります。
- ・発熱・咳・咽頭痛・倦怠感などの症状がある方は受講を見合わせてください。

経過措置について （受講にあたっての注意点）

(1) 浄化槽保守点検業者は、県内の営業所ごとに置いている浄化槽管理士に対して浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内(3年間)に1回以上、浄化槽管理士研修を受けさせなければならないとなっています。

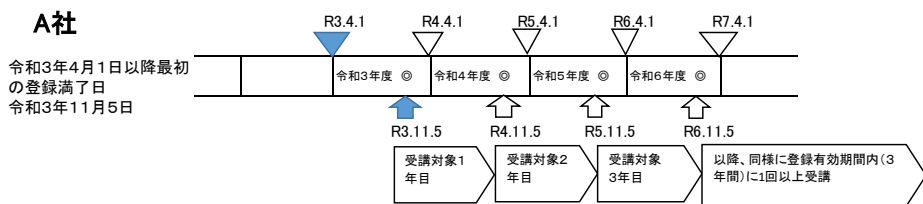
(2) ただし、経過措置(改正時の特例)として、令和3年4月1日時点において浄化槽保守点検業者の登録を受けている業者については、当該登録の有効期間が満了する日までは、上記(1)の規定は適用しないとされています。

従って、令和3年4月1日以降、最初の登録有効期間満了日から次回の登録有効期間満了日まで(3年間)に浄化槽管理士研修を受けていただくことになります。

このことから、令和3年4月1日以降最初の更新登録時までは、研修を受けさせる必要はありません。

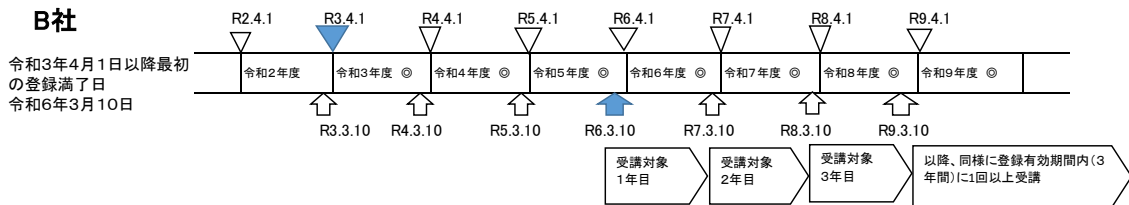
(例)

**A社**



※A社は、令和3年度の浄化槽管理士研修から受講対象となり、令和5年度までに受講を終えていただく必要があります。

**B社**



※B社は、令和6年度の浄化槽管理士研修から受講対象となり、令和8年度までに受講を終えていただく必要があります。  
 ※令和3年度、4年度、5年度に受講いただいても再度令和6年度から受講いただく必要があります。

(凡例)

- ▼ : R3.4.1 改正条例の施行日
- ◎ : 浄化槽管理士研修(毎年度1月~2月開催を予定)
- ▲ : 令和3年4月1日以降最初の登録満了日(更新日)